

「日本風景街道にかかる登録要綱」（案）

第一章 総則

（目的）

- 第1条 この要綱は、平成19年7月6日国道環調発第13号道路局長通達「日本風景街道にかかる協議会及び登録の取扱いについて」（以下「道路局長通達」という。）3. に定める登録に基づき必要な事項を定める。

第二章 登録

（募集）

- 第2条 東北風景街道協議会（以下「協議会」という。）は、募集要領を作成し、広報媒体を用いて、随時、募集の事実を広く周知する。

（申請）

- 第3条 協議会は、日本風景街道の登録にかかる申請を受け付ける場合は、次の各号に定める事項を記載した申請書（別表1、別添1、2）によって受け付ける。
- 一 申請する日本風景街道の内容
 - 二 道路局長通達2. に定める「風景街道パートナーシップ」に関する内容
 - 三 前号一、二に関連する添付資料
- 2 申請にあたって必要とする名称は、連名を認める。

（登録）

- 第4条 協議会は、前条の申請があった場合には、道路局長通達3.（2）に定める登録条件を含む以下の各号を全て満たしていることを確認し、登録する。
- 一 「風景街道パートナーシップ」を組織していること。
 - 二 景観、自然、歴史、文化、体験・交流及び施設・情報の地域資源を1つ以上有していること。なお、地域資源とは別表2に掲げたものとする。
 - 三 日本風景街道の理念に賛同し、それに合致した活動を継続的に実施していること。
 - 四 申請された日本風景街道に「中心となる道路」が存在していること。なお、「中心となる道路」とは、「風景街道」の骨格となりうる道路等をいう。
 - 五 「風景街道パートナーシップ」の構成員に、暴力団その他の反社会的活動を行う団体が含まれていないこと。
 - 六 「風景街道パートナーシップ」は、特定の政治的または宗教的信条に基づく活動を行わないこと。
- 2 協議会は、登録を認めた場合には、当該申請にかかる事項を別表3の登録簿に登録する。なお、登録番号は協議会の地方名の後に番号を付す。

- 3 協議会は、第1項に基づく登録をした場合には、その旨を公表する。
- 4 協議会は、第1項に基づく登録をした場合には、当該登録簿の写票を作成し、地方整備局長に送付する。
- 5 協議会は、道路局長通達3.(5)に定める申請があった場合には、登録条件を確認するとともに、全ての関係する他の風景街道地方協議会による登録条件の確認をした上で、登録し、関係する他の風景街道地方協議会にその内容を通知する。

(登録証の交付)

第5条 協議会は、前条の規定に基づき登録をした場合には、当該申請にかかる「風景街道」について、道路局長通達3.(1)に定める登録証を「風景街道パートナーシップ」に交付する。

(登録内容の変更)

- 第6条 協議会は、「風景街道パートナーシップ」が第3条に規定した申請書の内容に変更が生じた場合に、遅滞なく協議会に登録事項等変更届(別表1、別添1、2)を届け出るように義務づける。
- 2 協議会は、前項の届出があったときにおいて、変更内容が第4条第1項の登録条件に適合することが認められる場合に受理する。なお、2つ以上の地方整備局の管轄区域をまたがる「風景街道」の場合には、関係する風景街道地方協議会に登録条件の確認を求める。
 - 3 協議会は、前項に基づき変更した時は、その内容を該当する「風景街道パートナーシップ」に対し通知するとともに、公表する。

(登録の取り消し)

- 第7条 協議会は、登録後、第4条第1項に規定された登録条件を満たさないことが確認された場合、その旨を該当する「風景街道パートナーシップ」に対し通知し、その後も満たされていない場合には、登録を取り消すことができる。なお、2つ以上の地方整備局の管轄区域をまたがる「風景街道」の場合には、関係する風景街道地方協議会の登録条件について確認をとる。
- 2 協議会は、前項の取消しを行った場合は、その内容を該当する「風景街道パートナーシップ」に対し通知するとともに、公表する。

第三章 雑則

(要綱の見直し)

第8条 協議会は、必要に応じてこの要綱の規定の見直しを行うものとする。

附則

(施行日)

第9条 この要綱は、平成19年9月6日に施行する。

(別表1)

登録申請書・登録事項等変更届

平成 年 月 日

風景街道地方協議会 会長殿

申請者名：(風景街道パートナーシップの代表者名)

下記のとおり「日本風景街道にかかる協議会及び登録の取扱いについて」に基づき関係資料を添えて 登録を申請・変更の届出 をします。

| 登録番号 ^{※1} | 一 第 号 | 登録年月日 | 年 月 日 |
|--|----------------------------|---------|---------|
| 風景街道の名称 | | | |
| 中心となる道路の名称 及び道路管理者 | 名称 【 | 】 | 道路管理者 【 |
| 風景街道の範囲 ^{※2} | | | |
| 風景街道内の地域資源 | | | |
| 風景街道 ^{パートナーシップ} の名称 | | | |
| 代表者氏名 | | | |
| 代表者所属組織名 | 所属組織名 【 | 】 | 部署名 【 |
| 代表者連絡先 | TEL : FAX : E-mail : | | |
| 事務局担当者名 | | | |
| 事務局の所在地 | | | |
| 事務局連絡先 | TEL : FAX : E-mail : | | |
| 風景街道 ^{パートナーシップ} を 構成する組織 ^{※3} | 【道路管理者以外の組織及び個人】 | 【道路管理者】 | |
| 活動目的及び活動内容 | | | |

※1 この欄には、登録申請書の場合には記入しないこと。

※2 この欄に関連して、図面を添付すること。

※3 この欄には構成する組織名及び担当部署、代表者名を記入すること。

■地域資源（例）

1) 景観資源

街並み・沿道景観を形成する資源、人工物（橋梁、堰等）、ランドマーク、夜景、水辺、港、棚田、田畑 等

2) 自然資源

世界遺産、ラムサール条約、国立・国定公園、自然公園、花鳥風月、森、地質、生物固有種、気候、山岳、海岸海洋、川、池・湖、動植物、溪谷、森、雪、滝、岩石、砂丘、峠、山道 等

3) 歴史資源

街道史（旧道・古道）、歴史的人物、寺社仏閣、遺跡・史跡、老舗、歴史的建築物、記念碑、宿場町、産業遺産、伝統的建造物群保存地区 等

4) 文化資源

世界遺産、重要文化財、登録有形文化財、民話、伝統芸能、祭り・行事、文化人、芸術、食文化、異国文化、精神文化、闘牛 等

5) 体験・交流資源

レクリエーション施設、体験・交流施設（体験農場等） 等

6) 施設・情報資源

道の駅、宿泊施設・休憩施設、温泉、市場、屋台、商店街、地場産業、特産品、交通結節点、高速道路、情報提供施設等、展覧会、地域とのアクセス手段（鉄道、路面電車、バス、新幹線、船舶等）、エリア内を巡る手段（レンタカー、バス、バイク、自転車、徒歩、船舶等） 等

<別添1：風景街道パートナーシップに含まれる組織・団体等のこれまでの活動実績>

| | |
|-----------|--|
| 組織・団体名 | |
| これまでの活動実績 | |
| 組織・団体名 | |
| これまでの活動実績 | |
| 組織・団体名 | |
| これまでの活動実績 | |
| 組織・団体名 | |
| これまでの活動実績 | |

※1ページに記入する組織・団体及び活動実績の数はいくつでも構いません。
 ※必要な場合はページを追加して下さい。

<別添2：今後の活動スケジュールと資金計画>

スケジュール

| | 平成○年度 | 平成○年度 | 平成○年度 | 平成○年度 | 平成○年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業内容 | | | | | |

資金計画

| |
|--|
| |
|--|